

## イラストで学ぶ高圧ガス保安法入門 新旧対照表

(法令改正等に対応した箇所の新旧対照表)

頁	行又は箇所	新	旧
①P32	女性「吹き出し」 上から4～5行目	フルオロカーボン及び	フルオロカーボン(可燃性を除く)及び
②P32	女性「吹き出し」 の追加	なお、フルオロカーボンは、難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限られます	—
③P33	中段の3行 上から3行目	フルオロカーボン(難燃性を有するものとして経済産業省令で定める燃焼性の基準に適合するものに限る)	フルオロカーボン(可燃性を除く)
④P38	図(処理能力算定にあたっての注意事項)	<p>処理能力の合算規定について 横浜ガス工業(株)は、水素ガス充てん施設(処理能力 500m<sup>3</sup>/日)と酸素ガス充てん施設(処理能力700m<sup>3</sup>/日)の計2施設を所有する第1種製造事業所です。</p> <p>この度、窒素ガス充てん施設(処理能力200m<sup>3</sup>/日)の増設を計画していますが、手続きはどうなるでしょうか。</p> <p>基本通達が出ていまして、製造施設のうち、高圧ガスの処理能力が100m<sup>3</sup>/日(第1種ガスの場合は300m<sup>3</sup>/日)未満の製造施設で、他の製造施設とガス設備で接続されていないもので、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないもの(独立・非連結のもの)にあつては、この製造施設の処理能力を合算しなくてもよいことになっています。</p> <p>よって、窒素ガス充てん施設についてはこれに当たります(処理能力は200&lt;300m<sup>3</sup>/日で独立・非連結施設である)ので、窒素ガス充てん施設については、第2種製造者として届け出を行うこととなります。</p> <p>なお、処理能力が300m<sup>3</sup>/日以上であれば、変更許可申請の手続きとなります。</p>	<p>処理能力算定にあたっての注意事項 同一事業所に第1種ガス～</p> <p>～この事業所は許可が必要となります。</p>
⑤P46	上から2行目	圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドを	圧縮天然ガススタンド及び液化天然ガススタンドを
⑥P47	(3)上から1行目	可燃性ガス又は特定不活性ガスの製造設備は	可燃性ガスの製造設備は
⑦P47	上から4行目	可燃性ガス又は特定不活性ガスが漏えいしたときに	可燃性ガスが漏えいしたときに
⑧P48	(6)上から1行目	可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽には、可燃性ガス又は特定不活性ガスの貯槽である	可燃性ガスの貯槽には、可燃性ガスの貯槽である
⑨P53	上から8行目	不活性の冷媒(この不活性の冷媒には、特定不活性ガス(フルオロオレフィン1234yf、フルオロオレフィン1234ze及びフルオロカーボン32をいう)が含まれます)のフルオロカーボン冷凍設備	不活性の冷媒のフルオロカーボン冷凍設備

⑩P56	一つ目の●	(特定設備を	(特定設備及びじょ限量が100万分の1未満のガスが通るものを
⑪P56	二つ目の●	(高圧ガス設備を	(高圧ガス設備及びじょ限量が100万分の1未満のガスが通るものを
⑫P58	下から3行目	(2)貯槽(不活性ガス(特定不活性ガスを除く)及び	(2)貯槽(不活性ガス及び
⑬P59	下から4行目	毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素	毒性ガス及び酸素
⑭P60	上から1行目	(不活性ガス(特定不活性ガスを除く)及び空気	(不活性ガス及び空気
⑮P60	上から4行目	(6)充てん容器等は、常に温度 40℃(圧縮水素運送自動車用容器は、65℃)以下に保つこと。	(6)充てん容器等は、常に温度 40℃以下に保つこと。
⑯P64 ～P65	基本通達	<p>a 消火設備内高圧ガス(不活性ガスに限る。)とそれ以外の高圧ガスは区分し、両者は合算しない。また、消火設備内高圧ガスについては、設備が配管で接続されている場合のみ合算する。</p> <p>b 消火設備内高圧ガス以外の高圧ガスについては、次のいずれかの場合は合算する。</p> <p>イ 容器又は容器以外の貯蔵設備(以下「設備」という。)が配管で接続されている場合</p> <p>ロ 設備が配管で接続されないときであって次の場合</p> <p>(i)容器以外の貯蔵設備同士又は容器と容器以外の貯蔵設備との間が30m以下である場合</p> <p>(ii)容器と容器の間(多層階の場合、建物内の上下関係を含む。)が22.5m(次の(イ)及び(ロ)の場合は、それぞれに示す距離)以下である場合</p> <p>(イ)容器と容器の間に厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁((ロ)において単に「障壁」という。)が設置され、かつ、両者が有効に遮られている場合であって、容器が破裂した際にその圧力が解放されることを妨げない場所(容器置場の6面が閉鎖されているのではなく、両者が有効に遮断されていれば側面や上方は開放されていてもよい。(ロ)において同じ。)に設置されている場合((ロ)の場合を除く。) 11. 25m</p> <p>(ロ)それぞれの容器置場の面積が8㎡以下の場合であって、容器と容器の間に障壁が設置され、かつ、両者が有効に遮られている場合であって、容器が破裂した際にその圧力が解放されることを妨げない場所に設置されている場合 6. 36m</p>	<p>基本通達 容積の算定において～</p> <p>よって、貯蔵量 200+100=300m<sup>3</sup></p>
⑰P68	一つ目の●	(貯槽を除く)	(貯槽及びじょ限量が100万分の1未満のガスが通る部分を除く)
⑱P68	二つ目の●	～の通る部分の変更の工事	～の通る部分(じょ限量が100万分の1未満のガスが通る部分を除く)の変更の工事
⑲P72	女性「吹き出し」 上から5行目	認定は、5年(経済産業大臣が認める場合は、7年)ごとの	認定は、5年ごとの

⑳P86	下から11行目	(3)容器温度は、40℃(圧縮水素運送自動車用容器は、65℃)以下に保つこと。	(3)容器温度は、40℃以下に保つこと。									
㉑P87	上から4行目	(10)可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は	(10)可燃性ガス、酸素又は									
㉒P87	上から12行目 (13) ●液化ガス	●液化ガス <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">可燃ガス、酸素……………3000kg</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle; padding: 0 10px;">}</td> <td rowspan="3" style="vertical-align: middle;">●液化ガス</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">毒性ガス……………1000kg</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">圧縮水素スタンド の液化水素の貯槽 に充てんする液化水素……………0を超える数量</td> </tr> </table> 特殊高圧ガス……………0を超える数量	可燃ガス、酸素……………3000kg	}	●液化ガス	毒性ガス……………1000kg	圧縮水素スタンド の液化水素の貯槽 に充てんする液化水素……………0を超える数量	●液化ガス <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">可燃ガス、酸素……………3000kg</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle; padding: 0 10px;">}</td> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">●液化ガス</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">毒性ガス……………1000kg</td> </tr> </table> 特殊高圧ガス	可燃ガス、酸素……………3000kg	}	●液化ガス	毒性ガス……………1000kg
可燃ガス、酸素……………3000kg	}	●液化ガス										
毒性ガス……………1000kg												
圧縮水素スタンド の液化水素の貯槽 に充てんする液化水素……………0を超える数量												
可燃ガス、酸素……………3000kg	}	●液化ガス										
毒性ガス……………1000kg												
㉓P87	右下「移動監視者とは」上から5～7行目	特殊高圧ガス(数量の制限はない)等を移動する際	特殊高圧ガス(数量の制限はない)を移動する際									
㉔P88	上から7行目	(14)可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス又は	(14)可燃性ガス、毒性ガス又は									
㉕P89	上から7行目	(8)可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は	(8)可燃性ガス、酸素又は									
㉖P89	下から4行目	(12)指定数量以上又は特殊高圧ガス若しくは圧縮水素スタンドの液化水素の貯槽に充填する液化水素を移動する場合	(12)指定数量以上又は特殊高圧ガスを移動する場合									
㉗P89	下から2行目	毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素	毒性ガス又は酸素									
㉘P90	右上の囲い 上から8行目	(8)可燃性ガス、特定不活性ガス、酸素又は	(8)可燃性ガス、酸素又は									
㉙P90	右上の囲い 上から12行目	(13)毒性ガス、特定不活性ガス又は酸素	(13)毒性ガス又は酸素									
㉚P94	上から14行目	不活性ガス(特定不活性ガスを除く)により置換	不活性ガスにより置換									
㉛P95	上から2行目から3行目	不活性ガス(特定不活性ガスを除く)により置換	不活性ガスにより置換									
㉜P101	下から6行目	毒性ガス、特定不活性ガス及び酸素(一般則第61条)	毒性ガス、酸素(一般則第61条)									
㉝P101	下から5行目	可燃性ガス、毒性ガス及び特定不活性ガス(冷凍則第33条)	可燃性ガス、毒性ガス(冷凍則第33条)									
㉞P106	中段4行の1行目から2行目	強化地域内及び南海トラフ地震に係る	強化地域内及び東南海・南海地震に係る									
㉟P113	第1種製造者 上から10行目オ	圧縮水素(常用の圧力82MPa以下)	圧縮水素(常用の圧力40MPa以下)									
㊱P118	女性の吹き出し追加	スクーバダイビング呼吸用のガスであって、当該ガス中の酸素の容量が全容量の40%未満のガスは、販売主任者の選任が不要です	—									